

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	平成31年3月6日(水) 午前9時28分～午前10時35分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27		28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	27	垣見正志				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		土居書記(農地)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		松田主事	
⑧	会議の内容	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第14号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第15号	非農地証明について				
		議案第16号	下限面積(別段の面積)の設定について				
		議案第17号	大洲市賃借料情報の提供について				
		議案第18号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から平成31年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、27番 垣見正志委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、6番 台越正洋委員と、7番 菊池啓二委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議長（会長） まず、議案第11号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、東大洲の土地、田2筆・計1、416㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、平野町平地の土地、田1筆・1、667㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、野佐来の土地、田1筆・1、119㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦及び子が年間を通して従事します。
4番、菅田町菅田の土地、田1筆・499㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事します。
5番、6番関連案件です。
5番、菅田町大竹の土地、田1筆・33㎡。
同じく6番、菅田町大竹の土地、田1筆・33㎡。いずれも売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人及び次女夫婦が年間を通して従事します。
7番、多田の土地、畑1筆・582㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
8番、肱川町大谷 外の土地、畑1筆・6,649㎡。贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
9番、河辺町山鳥坂の土地、田3筆・計1,493㎡、畑4筆・2,699㎡。贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻・果樹類の栽培を行います。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
10番、河辺町植松の土地、樹園地9筆・計9,746㎡。贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き果樹類の栽培を行います。
農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事します。
以上、10件のご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたと思います。1番。

3番

失礼いたします。
1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。
当案件は、譲受人が効率的な農業経営を図るために農地を売買により取得しようとするものです。
申請地は、肱北公民館田口分館の北東約900mに位置する田1筆で、現在も良好に耕作されています。
譲受人は、年間を通じて夫と農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。
その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。それでは、続いて2番。

7番

失礼いたします。
2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページを参考にしてください。
当案件は、自作地に隣接する農地を取得するものです。
申請地は、平野公民館の西約1.5kmにある田1筆になります。田は現在も良好に管理されておりました。
譲受人は年間を通じて農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。
その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料

に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ
ます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

続いて、3番。

9番

失礼いたします。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、元の南久米小学校の北西約600mにある田1筆になります。広域農道沿いにあるため、便利な場所で、自作地にも隣接している
ことから購入することになったそうです。

譲受人は妻及び子どもと共に農業に従事しており、所有権移転後の管
理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第
3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあ
りません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

続いて、4番。

11番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

4番案件についても、売買による所有権移転です。

申請地は、菅田公民館の南西約1kmにある田1筆になります。申請者
の自宅及び所有の農地に隣接する場所になり、一体管理できる場所とな
ります。

譲受人は両親と共に農業に従事しており、今後も現状を引き継ぎ、水
稲を栽培されることから所有権移転後の管理に問題はないものと考えま
す。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第
3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあ
りません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

続いて、5番。

13番

はい。それでは5番、6番については関連案件でございますので、併
せて説明いたします。議案説明資料5ページ及び6ページを参照してく
ださい。

どちらの案件も売買による所有権移転です。

申請地は、裾野集会所の西約100mにあり、譲受人の自宅に近く、ま
た自作地に隣接する農地となることから今後効率的に利用できるとのこ
とで今回の申請に至っております。

譲受人は次女夫婦と共に農業に従事しており、これまでに耕作管理に
関する問題はなく、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第

3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、7番。

21番

7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページも併せてご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために農地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、八多喜公民館の南約700mにある畑1筆です。隣接する農地が、譲受人の所有農地であり効率的に利用できることから、今回の申請となっています。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、8番。

34番

8番案件について、ご説明いたします。議案説明資料8ページも合わせてご覧ください。

当案件は、市外に住む譲渡人が耕作管理できないことから、親族である譲受人に農地を贈与するため、今回に申請に至ったものです。

申請地は、市役所肱川支所から南に約1.8kmの譲受人の自宅に隣接する畑5筆と、そこから西約500mにある畑3筆の合わせて8筆になります。一部遊休化している農地もありますが、今後整備を行っていくとのことです。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事されており、今後の耕作管理に関しての不安はないものと思われ

ます。
その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて9番。

36番

9番及び10番について、ご説明いたします。議案説明資料9ページ及び10ページも併せてご覧ください。

どちらの案件も農地を後継者に贈与にて所有権移転するものです。

9番は、市役所河辺支所の北西約800mにある譲受人の自宅付近にある農地7筆になります。1筆遊休化しつつある農地がありましたが、管理してもらうように指導しております。

また、10番案件は、同じく河辺支所の西約1.2kmにある譲受人の自宅付近にある農地9筆になります。

いずれも家族で農業に従事されており、これまでに耕作管理に関する問題は生じていないため、今後についても問題ないと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。以上、2件のご審議をよろしくお願いいたします。

議長(会長) 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませ

委員 (質疑なし)

議長(会長) 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませ

委員 (異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第12号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農地係)

失礼いたします。

議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の11ページから14ページを併せてご覧ください。

1番、平野町野田の土地1筆です。

本案件は住宅敷地を転用目的としており、農家住宅を建築するにあたり、裏山の危険性を回避するため、一部が申請地に掛かる計画となったもので、残りの敷地はカーポート等で利用しようとするものです。

申請地は大洲市内の中心部から南西に約4.5kmのところ

に位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、平成7年頃に、本申請地を造成し既に住宅の建築も行われておりますが、是正を目的とした追認案件でありますので、始末書を提出いただき県に違反転用事案の報告をいたします。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料11ページをご確認いただけたらと思います。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長) はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8番

それでは、失礼をいたします。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の11ページから14ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、先ほど事務局から説明がありましたように、すでに住宅敷地として自己資金にて造成されており、転用面積の妥当性につきましても問題ないと思われま

す。しかし、この件につきましては違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の南西側と南側の一部に農地が隣接しておりますが、南西側は自己所有地、南側についても地権者の同意を得ており、問題ないと考えております。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第13号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の15ページから29ページまでを併せてご覧ください。

1番、田口の土地、761㎡の案件は、当社は不動産業を営んでいるが、住宅地としての需要が見込めることから、住宅を建築し建売住宅として販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、352㎡の案件は、現在市外の賃貸住宅に居住しているが、両親の手助けを得ながら子育てでき、また将来両親等の介護が必要となったときスムーズに対応できることから、実家近くに住宅を新築するため、申請地を祖母より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第

二種中高層住居専用地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

3番、菅田町菅田の土地、353㎡の案件は、現在長男世帯と同居しているが、手狭で不便なことから、近隣に住宅を新築するため申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(会長)

只今事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

失礼いたします。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、16、17ページの位置図のとおり、元の法務局の跡地から南西に約80mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金と身内からの借入金にて着工したいとのことですので問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり周囲に農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、2番。

3番

失礼いたします。

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、21、22ページの位置図のとおり、総合福祉センターの南約270mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、写真のとおり周囲に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 (会長)

はい。続いて、3番。

11番

はい。失礼します。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから29ページを参考にしてください。

申請地は、26、27ページの位置図のとおり、肱東中学校の西約130mに存する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図や写真のとおり東側に農地がありますが、譲り渡し人の所有地であり、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありま

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第14号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたしま

事務局の説明を求めま

事務局
(専門員兼農政係)

議案第14号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明しま

議案書5、6ページと併せて、議案説明資料30、31ページを参照してくだ

当議案では、前年度の事業状況報告がありました、『有限会社ふじブドウ園』と『有限会社いのうえ果樹園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするもので

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明しま

農地所有適格法人の要件としまして、まず「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者(常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等)の

議決権が総議決権の2分の1以上あること、「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、以上の4点が確認事項となっています。

ここで、議案書5ページをご覧ください。

1番、有限会社ふじブドウ園は、主にぶどうの栽培を行っています。今までは本社が内子町にありますので、内子町農業委員会に報告書の提出がありましたが、法人所有農地が大洲市にしかないため、今回より大洲市に報告をいただいております。

①の「法人組織」は有限会社、②の「事業の限定」につきましても、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であり、④の「経営責任者の要件」は執行役員3人中2人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

続きまして6ページをご覧ください。

2番、有限会社いのうえ果樹園は、主に果樹の栽培を行っています。

①の「法人組織」は有限会社、②の「事業の限定」につきましても、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上ございます。④の「経営責任者の要件」は執行役員2名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第15号「非農地証明について」をご説明申し上げます。

議案書7ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の32ページから41ページまでを併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地、2筆、587㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難であるということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、50年ほど前に父が胃ガンを患い切除したことから営農を縮小するため杉を植林したらしく、現在では農地に復旧することが著しく困難となっているとのことでございます。

2番、平野町野田の土地、3筆、1, 59.7㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難及び転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は昭和55年頃に杉・桧を植林、あるいは耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となったとのことでございます。

3番、肱川町宇和川の土地、3筆、550.64㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難及びその他適法な転用ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、上段2筆は、隣接の原野の一部と共に農業用倉庫用地として利用、また下段1筆は、昭和の終わりのころ耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となった、とのことでございます。

以上3件、8筆、2, 734.64㎡でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番

それでは1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の32ページから34ページを参考にしてください。

申請地は、33、34ページの位置図のように地藏堂集会所の北北西約370mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、50年ほど前に父が胃ガンを患い切除したことから営農を縮小するため杉を植林したらしく、現在では農地に復旧することは著しく困難となっているとの申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、現場の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

8番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の35ページから38ページを参考にしてください。

申請地は37、38ページの位置図のように1筆は夜昼トンネル出入口の東約430mに、残り2筆はトンネル出入口から北に約560mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は昭和55年頃に杉・桧を植林、あるいは耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となったとの申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況は写真のとおりなので、植林または耕作放棄から少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

なお、一部に柚子が植栽されておりましたが、全体からすると小面積であり、また谷間で日当たりが非常に悪く収穫量はわずかだろうと容易

に推察できることから、問題ないものと判断いたしました。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

34番

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の39ページから41ページを参考にしてください。
申請地は、40、41ページの位置図のように国道197号線久下トンネルの出入口・新大谷橋付近から北西に約200mと30.0mに位置する農地です。
申請によりますと、上段2筆は隣接の原野の一部と共に農業用倉庫用地として利用している。また下段1筆は、昭和の終わりごろ耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となったとの申し出です。
申請者の申立、現地調査による農業用倉庫の状況や樹木等の生育状況から、農業用倉庫は50㎡程度の適法な転用と認められ、また耕作放棄地については放棄後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられること、さらに農地として復旧しても周囲の状況から日照が十分に得られないことから営農には不適であると認められました。
よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから3件の報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑も無いようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
次に、議案第16号『下限面積（別段の面積）の設定について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第16号「下限面積（別段面積）の設定について」をご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
例年設定しております、『下限面積（別段の面積）について』でございます。
当議案では、農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定についてご審議をお願いするものです。
当市では農地法施行規則第20条の規定に基づき、市の全域に別段の面積30aを設定していますが、これは経営耕地面積30a未満の農家割

合が市内各地域で4割を超えている点、市内の農地の約14%が遊休化している点などの状況を踏まえ、新規就農の促進及び農地の有効活用並びに遊休農地の解消を図るため、継続して市の全域に別段の面積30aを引き続き設定したくお諮りします。

また、空き家に附属した農地に限定した設定としまして、大洲市空き家バンクに登録された物件に附属した小規模な農地を購入する場合にその農地の有効利用と遊休農地解消を目的として、1aの設定も継続したいと考えております。

今年度につきましては、昨年度と同様の数値であるため、本総会に直接上程しております。

なお、本日ご承認をいただきましたら、速やかに公示及び適用することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

（質疑なし）

委員

特にご質疑も無いようですので、今説明いたしましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

議長（会長）

（異議なし）

委員

ご異議無いものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

議長（会長）

次に、議案第17号『大洲市賃借料情報の提供について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

それでは、議案第17号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。

議案書9ページをご覧ください。

当議案では、農地法第52条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供についてご審議をお願いするものです。

情報は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間、農地法第3条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借契約の賃借料水準及び契約筆数ですが、最高額及び最低額につきましては省略しますので、後程ご確認をお願いします。

まず「田の部」、旧大洲市は、平成29年が10、200円・52件、30年は13、300円・63件。

旧長浜町は、平成29年が10、700円・6件、30年は10、100円・8件。

旧肱川町は、平成29年は事例なし、30年は11、600円・7件。

旧河辺村は、29年、30年ともに事例なし。

大洲市全体では、平成29年が10、200円・58件、30年は12、800円・79件となっています。

続きまして、「畑の部」、旧大洲市は、平成29年が11、100円・52件、30年は13、400円・70件。

旧長浜町は、平成29年は事例なし。30年は7、300円・6件。

旧肱川町は、平成29年が12,000円・9件、30年は事例なし。
旧河辺村は、29年、30年ともに事例なし。

大洲市全体では、平成29年が11,200円・61件、30年は12,700円・78件となっています。

なお、大洲市全体のデータ数と各地域のデータ数を合計が一致しない年がありますが、注釈2に記載の「平均値からの増減それぞれが70%を超える事例を除いている」、つまり特に安すぎる、高すぎる事例を除いている等の事情により生じていますことをご了承ください。

また、データ数が5件未満の地域につきましては、「事例なし」とさせていただきます。

本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどにて情報を提供することも併せて申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので農地法第52条の規定により、大洲市ホームページなどによって情報を提供することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この件につきましては、農地法第52条の規定により情報を提供することに決定いたしました。

次に、議案第18号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の10ページをご覧ください。

1番から3番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

4番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

11ページです。

5番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

6番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

7番、8番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

12ページです。

9番 新たに農地を借り受け、里芋を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

11番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しよう

とするものです。

13ページです。

12番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

13番、14番、15番 新たに農地を借り受け、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

17番、18番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、18件・30筆、利用権設定総面積、66,076㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。